

子どもの健やかな成長を願うとき、

# スポーツ少年団があります！

スポーツ少年団は「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを」「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に」「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」という3つの理念のもと、子どもたちが地域社会において幅広いスポーツ活動を行っています。

くわしくは  
市スポーツ少年団本部(スポーツ振興課内)  
☎21-5183

## 子どもとスポーツ活動

発育・発達期にある子どもたちにとって、スポーツを継続的に行うことは大切です。また、スポーツに親しむことで、基礎的な運動能力が養われ、生涯にわたりスポーツを楽しむといった土台を築くことができま

す。  
文部科学省が毎年行っている調査によると、子どもの体力・運動能力は昭和60年ごろから低下傾向にあります。現在の子どもの世代とその親の世代とを比較すると、ほとんどの項目で子どもの世代が親の世代を下回っています。一方、身長や体重などの体格は、子どもの世代が親の世代を上回っています。体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下しているということは、身体能力の低下が深刻な状況にあることを示しています。

## スポーツ少年団とは？

スポーツの技術だけではなく、喜びや楽しさを体験すると共に、仲間との連帯や友情を育て、さらにはその過程の中で協調性や創造性などを育み、人間性豊かな社会人として成長することを期待しています。

平成28年度現在、市内には62の団があり、1,357名の団員と

## スポーツ少年団で きっかけを作ってみませんか？



「何かスポーツを始めたいけど、何がいいのかな…？」と思ってる君！

「子どもにスポーツを始めさせたいけど、楽しくやっているとところはないかしら？」と思ってる保護者の皆さん！



### スポーツ少年団なら

スポーツ少年団は、市内で16種目のさまざまなスポーツ活動を行っていて、たくさんの仲間がつかれます！また、自分たちで新しくスポーツ少年団を作ることもできます！

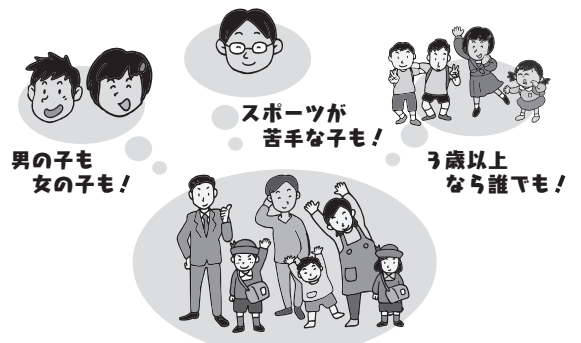
480名の指導者が活動しています。多くの団は小学校単位で団員が集まり、その活動内容はさまざまです。最近では、「複合団」という多目的の競技を行うスポーツ少年団も増えています。

## スポーツ少年団に加入を！

満3歳以上なら誰でもスポーツ少年団に加入することができます(団によって年齢制限がある場合があります)。また、3歳以上の子ども10名と20歳以上の指導者2名がいれば、新たな団として市に登録することもできます。なお、指導者については、資格の取得が必要となります。団の活動に興味のある方は、ぜひ団本部までお問い合わせください。

表：市内のスポーツ少年団の種目一覧

種目			
1	野球	9	バレーボール
2	ミニバスケットボール	10	柔道
3	剣道	11	スピードスケート
4	サッカー	12	ソフトテニス
5	卓球	13	ホッケー
6	硬式テニス	14	空手道
7	体操	15	バドミントン
8	アイスホッケー	16	陸上競技



スポーツ少年団は、スポーツだけでなくレクリエーションや野外活動も楽しめます！

# 住宅に関する助成・補助制度のご案内



## ●住宅リフォーム助成制度について

市民の皆さんが、市内の業者を利用して行うリフォーム工事費の一部を助成します。

### 助成対象者

市内に在住し、所有する住宅(親または子が所有し、自らが居住する住宅を含む)または、空き家バンク登録住宅のリフォーム工事を行う方で、市税などを滞納していない方が対象です。

※未契約の空き家バンク登録者は対象外です

※過去にこの助成を受けた方や住宅は対象になりません

### 助成対象住宅

建築後5年を経過し、現在住んでいる市内の住宅、または空き家バンクに登録されたものが対象になります。

※空き家バンク登録住宅以外の賃貸住宅は対象外です

### 助成対象工事

市内の登録業者が行う、工事費が10万円以上(消費税を含む)のリフォームなどの工事が対象です。

※助成金の交付申請前に着工した工事は対象外です

※関東・東北豪雨による被災住宅の修繕工事は、対象外です

### 助成金額

対象工事費の10%以内(千円未満切り捨て)かつ上限15万円です。

※三世代同居世帯住宅、または75歳以上の高齢者が同居する世帯は上限20万円です

### 助成期間

平成30年3月31日(土)までです(受付は閉庁日を除く)。

※申請できるのは工事に着手する前で、平成30年3月末日までに工事完了の報告ができるものに限ります(申請前に工事着手しているものは対象になりません)

## ●転入者住宅取得補助制度について

比較的若い方を市に呼び込み、市内の活力を高めることを目的に住宅取得費の一部を補助します。なお、申請できるのは転入日から1年間です。その他要件がありますので、お問い合わせください。

### 補助対象者

次の全てを満たす方が対象になります。

●日光市に転入した日に45歳以下の方で、転入した日から過去2年間、日光市に住民登録が無い方

●自分が住むために住宅を取得し、その住宅に5年間以上住み続ける方

●申請時に市町村税などを滞納していない方

●取得した住宅の所有権を2分の1以上有する方

### 補助対象住宅

次の全てを満たす住宅が対象になります。

●新たに取得した住宅で、実際に申請者が住むための住宅

●建築基準法(昭和25年度法律第201号)などの関係法令に適合している住宅

※その他の要件がありますので、お問い合わせください

### 補助金額

基本額：30万円/市内業者(要件有)から住宅を購入した場合  
合：基本額に20万円加算/高齢者の孤立防止に該当する場合  
合：基本額に10万円加算

### 補助期間

平成30年3月31日(土)までです(受付は閉庁日を除く)。

### くわしくは

建築住宅課 建築指導係 ☎(21)5197